

つくしだより



平成25年9月号

東京都精神障害者家族会連合会

(東京つくし会)

〒156-0056 世田谷区八幡山

3-33-1 林マンション301

TEL/FAX:03-3304-1108

<http://www4.ocn.ne.jp/~ttsukush/>

発行者 野村忠良

2013.9.15 第279号

都関連部局との要望懇談 会が開催されました

都連理事 塚本邦之

東京つくし会の代表者は、去る7月30日(火)午後1時30分から2時間以上にわたって都の3担当部局である福祉保健局、病院経営本部、教育庁のそれぞれの担当の方たちに順次要望事項を申し上げ、続けて懇談をしました。会場は、都の第一本庁舎25階の109会議室。

東京つくし会からは野村会長、松沢副会長、松原会計理事を含む8理事が参加。また単会の代表として北区飛鳥会、世田谷区烏山病院、大田区つばさ会、西東京市小鳩会、渋谷区太陽の会、新宿区新宿フレンズから14名の役員が参加され、つくし会側としては総勢22名でした。

都への要望事項は、野村会長がすでに「つくしだより」8月号に発表している通りです。その主な事項を書き出してみます。先ず心身障害者にすでに支給しています福祉手当や医療費助成を精

神障害者にも等しく適用してほしい点です。さらにアウトリーチの対象を拡大し、相談窓口、ケアホーム増設などの事業拡大も含まれます。

また教育庁関連事項としては、精神障害に関する啓発教育を小学校高学年から実施すると共に、精神疾患について正確な知識を教えることも要望しました。さらに都立病院による精神科医療体制の充実などを求めました。



このような要望事項に対する各関係部局からの回答は、次の様なものでした。

都の福祉手当と医療費助成制度は、国の所得保障施策の充実による解決を考えており、しばらくは現行制度を維持して行くとの回答でした。また都内各地域支援体制としては、平成23年度以降多摩、中部、区部東部の3つの精神保健福祉センターが区市町村の保健センターと連携しており、アウトリーチ事業体制もその3センターが中心となって、進めているとのことでした。

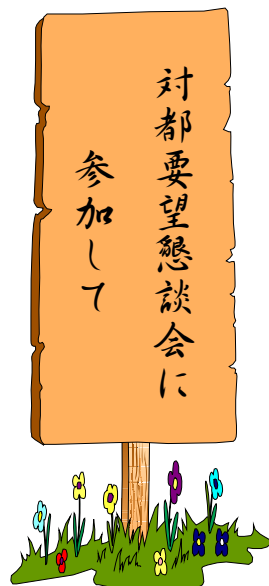
またケアホームとグループホームの一元化は国の方針として進められているが詳細不明のため動向を注視し対応していくとの回答でした。

さらに学校に於ける精神障害に関する啓発としては、いじめ対策としての人権教育の一環として実施されていると説明されました。

また病院経営本部は、都の方針に基づいて都立病院の再編整備を進めており、豊島、荏原病院はサービス充実を図って都保健医療公社へ移管されたとの報告がありました。

そのほか、公立精神保健相談員の不足に対処するには、どうしたらいいかなどについて討議され、精神障害者相談員制度の整備についても都の支援を求める意見が出されました。

年一回だけの要望懇談会ですが、都の担当部局の職員の方たちの真摯な態度での回答に、私たち家族会も施策のさらなる充実に向けて熱心な要望活動を続けなければと思いを新たにしました。



7月30日都知事宛の要望書提出に同行
させていただきました。都庁の会議室で

野村会長と役員の方々を中心に、今回から単会
員の我々も参加し、都の職員の方々と対面する
形で座りました。

要望書

- 1、心身障害者への福祉手当と医療費助成を精
神障害者にも適用して下さい
- 2、地域支援体制を整えて下さい
- 3、学校での精神保健、精神障害に対する啓発
の教育を本格的に実施して下さい
- 4、東京都保健医療計画での精神科医療の充実
を図って下さい
- 5、家族会運営の支援として家賃助成をして下
さい

以上5項目の要望事項を野村会長が読み上
げ、担当の職員がそれぞれに答えます。予め提
出しておいた要望について、すでに用意されて
いる回答は、結局どれもこれも当たり障りのな
い言い訳ばかりの残念なものに聞こえました。

精神障害のつらさは当事者や家族にならな
ければ分かりません。結局東京都の専門の部署

の方たちにも理解してもらおうのが難しいのだ
と痛感しました。

新宿フレンズ会員



初めて陳情に参加させて頂いた感想
を箇条書きにします。

- ・陳情に対する回答はほとんど「現状維持」
「情報収集に徹します」でした。
- ・あまりのゼロ回答にあきれましたが、「今日
のお話でこの病気が如何に身近に起こり得る
かが良く分かりました」という職員の方の感想
もあり、地道な訴えがやがて大きなうねりの土
台を築くのではないかとも思いました。
- ・改善されているとの都側回答もありました
が、私は「次回は具体的に示して欲しい」また、
「先日聞いた話ですが、人は大きく4つに分か
れ、障害のある人、ない人、幸せな人、不幸せ
な人の4つです。障害があっても幸せな人達を
少しでも増やす方向で行政を行って欲しい」と
も話しました。

・都庁の方々が盛んに口にしていた「東京都
障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」「基
本理念」には素晴らしい事が書かれています。
障害者が、

- 1 地域で安心して暮らせる社会
- 2 当たり前に働ける社会
- 3 すべての都民が共に暮らす地域社会、これ

はまさしく一緒に実現して行きたいと願う事
です。

・今回の陳情で感じたのは、地道に継続し、
多方面で活動し、周りの方々も、行政も、政治
にも働きかけて、上記のような社会を実現出来
ればという事です。 あかね会会員



懇談会での当方からの要望に対する
都からの回答は、総じて私達の期待に程
遠いものを感じました。しかし、つくし会員か
ら途切れることなく発言が続いたことは、会員
の普段の思いの強さと深さを十分に示したも
のでした。

つくし会本部で十分に練り上げられた要望
事項は、全て切実・喫緊のものばかりです。本
部及び交替制にしろ各単会からの参加という
協同体制が今後とも必須なことと思いました。
相手方への迫力増強に加えて、参加者が臨場
感を各単会に持ち帰って報告することにより、
私達が行政状況の認識と私達の統一行動の重
要性を理解する一助になると考えるからです。
全く余談ですが、東京つくし会の正式名称中
の語句『精神障害者』を『精神保健福祉』に変
更しようとの提言が現在為されています。これ
は、「みんなねっと」の正式名称にも相添うも
のであり、時宜も良く、私は賛成するものです。

あかね会会員

グループホームをめぐる「誤解」
グループホーム・ケアホーム一元化
に寄せて

グループホームみずほ 佐藤 昭

障害がある人を対象とするグループホーム（GH）は、1989年に知的障害、92年に精神障害対象のものが、居宅サービスの一つとして法定化され、2006年、障害者自立支援法により制度上統合されたうえ、ケアホーム（CH、介護給付）とGH（訓練等給付）に分けられました（より重度の方のためにケアホームが制度化されたわけではありません）。もともと「介護」と「訓練等」に分けること（自立支援法の構造）自体に無理があり、障害者総合福祉法に向けた骨格提言で一元化が提言されるなど、来年4月からの一元化（グループホームへの一本化）は必然的な流れと言えます（詳細未定、以下は厚労省がH25年7月26日に発行した検討会資料に基づく見通しです）。

実態としても、ケアホームでの介護が基本的には内部の生活支援員に限定され、グループホームでは必要な状態でもヘルパーは利用できず、またGH・CH一体型の指定が半数を超えています。東京の場合、それなりに手

厚い夜間体制加算がありますが、CHでも宿直の配置は義務づけではなく（精神では置いていない所も多い）、置かれている場合でも近隣なら1人で5カ所20人までが認められています（一方で5〜6人で1人の宿直者を置いているGHもあります）。福祉ホームB型（より重度の方対象）から移行した所など一部を除けば、24時間365日対応できるわけでもありません。GH・CHという区分けに特に意味はなく、個々のニーズや状態の変化に合わせた柔軟な支援を行う上で、弊害が目立つのが実情です。

一元化に併せて、自立支援法では基本的に認められなくなった外部のホームヘルプ利用（知的GHではできた）と1室サテライト（東京などの精神のGHに多かった。GHの支援が必要なくなっても住み続けられることをイメージして）が検討されていて、その通りになるとすれば、自立支援法以前の状態に戻り、かつ精神のGHでもヘルパー利用が可能になる、ということでしょうか。ケアホーム対象の方への支援が手薄になるのでは？という危惧もあるようですが、少なくとも現状より手薄になることはないと考えていいようです。

家族会の皆さんにはケアホーム増設の要望もあると聞いています。精神のケアホームでも常時身体介助が必要な方の問い合わせが増

えているとも聞きます。精神のGH自体、東京ではかろうじて常勤世話人を置けるという程度の体制なのに、過剰な期待を持たれてきました。ケアホームへの誤解に基づく期待はそれ以上のものがあるようです。

東京の精神のGHはもともと単身生活への移行を前提としたものでしたが、2007年度から精神は通過型（入居期限は自治体・法人によりまちまち）、知的は滞在型（入居期限なし）として整理され、精神の滞在型も増えてきています（一方で知的通過型のモデル事業も開始）。高齢化や合併症などによる重度化は避けられず、通過が難しい方、より多くのケアが必要な方への対応も急務ではありません。

検討会では、GHは定員4〜6人、7人以上は小規模入所施設として整理することも課題として上がっています（東京の精神のGH等でも一つの建物で7〜20人の所は珍しくありません）。グループホームは本来「施設」ではなく（消防法や建築基準法の規制が強まり「再施設化」とも言える流れはありますが）「住まい」であり、「ミニ施設化」を避けながら、できる限り地域での単身生活へ向けて支援していく場でありたいと思います。



